

築上町使用料及び手数料見直し方針（案）に対する
パブリックコメントの実施結果について

〔意見要旨と対応〕

令和7年4月

築上町企画財政課

目次

表紙	1
目次	2
I パブリックコメントの実施概要	3
1. 実施の目的	
2. 意見募集期間	
3. 実施方法	
4. 意見の提出状況及び対応	
II 意見の要旨と意見への対応	4

I パブリックコメントの実施概要

1. 実施の目的

「築上町使用料及び手数料見直し方針」を新たに策定するにあたり、住民意見を反映させるため、同方針案に対して意見募集を行いました。

2. 意見募集期間

令和7年2月25日（火）10時～令和7年3月26日（水）15時

3. 実施方法

（1）公表方法

方針案を築上町役場、コミュニティセンター（ソピア）に配置するとともに、町ホームページにも掲載しました。

（2）意見提出方法

上記の資料配置場所に意見回収箱を設置したほか、郵送、持参、電子メール、ファックスにより意見を募りました。

（3）周知方法

方針案を町ホームページに掲載したほか、町公式 LINE 及び防災行政無線放送により周知を図りました。

4. 意見の提出状況及び対応

（1）意見提出者総数（意見提出方法別人数）

2人（意見回収箱1人、持参1人）

（2）意見件数

10件（意見提出者が1件の意見として提出したものでも、内容が複数の意見により構成されると判断したものは、それぞれを計上しました。）

（3）意見への対応

修正あり：0件（意見の趣旨に基づいて方針案を修正するもの）

原案どおり：2件（方針案の修正を行わないもの）

記載あり：4件（意見の趣旨と同じ内容が既に方針案に記載されているもの）

その他：4件（町政全般、本件又は本件以外の案件への意見・要望・提案）

II 意見の要旨と意見への対応

No.	意見要旨	対応と考え方
1	<p>使用料及び手数料の見直しに至った財政運営上の背景は理解できるし、一定の根拠に基づいて見直しを行おうとしている点は評価できるが、具体的な見直し内容や金額、住民への影響など、不明確な点が多く、慎重な検討が必要だ。</p>	<p>【記載あり】</p> <p>使用料及び手数料の具体的な見直し内容については、方針案において「使用料の基準額」、「手数料の基準額」、「ごみ処理に係る手数料算定の特例」として記載しておりますのでご覧ください。</p> <p>使用料等見直しの住民生活への影響については、方針策定にあたり、わかりやすく広報を行うよう努めてまいります。</p>
2	<p>使用料及び手数料を見直すにあたっての算出根拠や受益者負担の割合等を示すべきだ。</p>	<p>【記載あり】</p> <p>使用料及び手数料の算出根拠及び受益者負担割合については、方針案において使用料等の見直しに係る基準額を「サービスの原価×受益者負担割合」で算出することを明記したうえで、サービスの原価の算出方法及び受益者負担割合の数値を明記しております。</p>
3	<p>財政健全化の必要性について住民の理解を得るため、具体的な財政状況のデータや将来予測を示すべきだ。</p>	<p>【その他】</p> <p>町では年に2回「築上町財政白書」を公表し、町の決算情報や予算の執行状況等を住民の皆様にお知らせしております。また、令和6年3月に「築上町中期財政計画」を策定し、令和6年度から令和10年度までの5年間の財政状況の予測を明らかにしております。</p> <p>いずれも町ホームページに公表しておりますのでご覧ください。</p>

No.	意見要旨	対応と考え方
4	<p>使用料の水準について近隣自治体の公共施設との比較を行う場合、単に使用料の金額を比較するだけでなく、施設の規模やサービス内容、住民の所得水準なども考慮すべきだ。</p>	<p>【記載あり】</p> <p>方針案では使用料の水準について近隣自治体との比較を行うにあたり、同種・同規模程度のものを掲載しております。</p> <p>なお、使用料等の水準は、一般的には受益者が受ける利益を基準とするべき（応益負担）であり、受益者の所得水準等から応能的に定めることは妥当でないと考えております。</p>
5	<p>高齢者や障がい者、子育て世帯など経済的に弱い立場にある住民への配慮として減免措置を拡充したり、そのような方が利用する頻度の高い公共施設については使用料を据え置くなどの措置を行う旨を記載すべきだ。</p>	<p>【原案どおり】</p> <p>使用料等の減免は、方針案の「使用料等の減免の基本的な考え方」に記載のとおり「受益者負担の原則」の例外的な取扱いであり、限定的に行うべきと考えております。</p>
6	<p>利用者数の少ない公共施設については、利用促進のための取組を検討すべきだ。</p>	<p>【その他】</p> <p>利用者数の少ない公共施設については情報発信等により利用促進に努めてまいります。</p> <p>一方、本町の公共施設全体としては、現在及び将来の利用ニーズと財政負担のバランス等を考慮しつつ、施設保有量の最適化を進めてまいります。</p>
7	<p>証明書の手数料について、オンライン申請やコンビニ交付を促進し、住民の利便性向上を図るべきだ。</p>	<p>【記載あり】</p> <p>方針案の「手数料の基準額」において、「築上町DX推進計画」の趣旨を踏まえ、オンライン申請やコンビニ交付サービスにより証明書を発行する場合の手数料については、当面の間これを据え置く旨を明記しております。</p>

No.	意見要旨	対応と考え方
8	<p>使用料及び手数料の見直しを行う場合、その内容や住民生活への影響などについて住民説明会を開催して丁寧に説明するべきだ。</p>	<p>【その他】</p> <p>使用料等見直しの住民生活への影響については、方針策定にあたり、わかりやすく広報を行うよう努めてまいります。</p> <p>なお、具体的な広報の方法としては、①全てのご家庭に平等に情報をお知らせできること、②最小の経費で最大の効果を挙げる（地方自治法第2条第14項）ことが期待できることの二点の理由から、町ホームページでの公表及び全戸配布する町広報紙での周知を予定しております。</p>
9	<p>受益者負担の原則によって特定の行政サービスを利用する住民とそれ以外の住民との間の公平性を図る必要があること、近隣自治体と比較して使用料等が低い水準にあることから、使用料及び手数料の見直しは必要だ。</p> <p>また公共施設の更新等によりランニングコストが変更する場合は、それを考慮して使用料等を決定するべきだ。</p>	<p>【原案どおり】</p> <p>使用料等の見直しにご理解いただきありがとうございます。</p> <p>使用料等の水準については物価変動等を考慮して定期的に見直しを図る必要があると考えており、方針案では5年に一度使用料等の見直しを行うこととしております。</p>
10	<p>公民館等の公共施設については施設利用の実情に合わせ、統廃合などを計画的に進めるべきだ。</p>	<p>【その他】</p> <p>本町の公共施設については、現在及び将来の利用ニーズと財政負担のバランス等を考慮しつつ、施設保有量の最適化を進めてまいります。</p>